

山企第215号

平成28年10月11日

教 育 長
各 課 (局) 長 様
消 防 長
各行政委員会上席書記

企画財政課長

平成29年度当初予算編成方針について（依命通達）

平成29年度の当初予算を編成するに当たり、命により、別紙のとおり「平成29年度当初予算編成方針」を定めましたので、山縣市予算の編成及び執行に関する規則（平成15年山縣市規則第36号）第3条に基づき、通知します。

平成29年度当初予算編成方針

【予算編成に当たっての財政的背景】

1. 地域経済の情勢

東海財務局が本年8月に公表した「経済情勢」においては、「管内経済は、一部に弱さがみられるものの、全体として回復している」となっており、岐阜財務事務所の公表した県内経済においても同様となっています。

また、同局が本年9月13日に公表した「法人企業景気予測調査」においては、「全産業の現状判断は、「下降」超、28年10-12期は「下降」超幅が減少する見通し」となっており、これも岐阜財務事務所管内も同様となっています。ただし、岐阜財務事務所管内において、中堅企業（資本金1-10億円）が「上昇」となっている一方で、大企業・中小企業（前記以外）は「下降」となっており、製造業が「上昇」となっているのに対し、非製造業は「下降」となっていることに留意する必要があります。

他方、岐阜労働局が本年9月に公表した県内の「有効求人倍率^{※1}」は引き続き高く、全国第4位の1.65倍となっており、ハローワーク岐阜管内では1.81倍となっています。ただし、「事務的職業」の倍率は、常用が0.48倍、常用的パートは0.66倍となっているのに対し、「保安の職業」の倍率は10倍を超えているなど、「事務的職業」以外の分野が1倍を超えているという状況にあります。ちなみに、平成28年8月の「地域別新規求人・求職状況」において、本市の求人数（パート等除く常用）94人に対し求職者数は43人で、新規求人倍率は2.19倍となっています。

※1 公共職業安定所で扱った月間有効求人数を月間有効求職者数で割ったもの。

以上のように、地域内経済や法人企業の景気等は、全体をマクロベースで見れば決して暗い状況にあるとはいえません。しかし、これらは企業規模や業種・職種によってはマクロベースでも差異があり、有効求人倍率の状況も踏まえ、企業支援等に当たっては個別事情を鑑みた配慮が必要といえます。

2. 国の平成29年度概算要求等の状況

「平成29年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（平成28年8月2日閣議了解）」においては、「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）で示された「経済・財政再生計画^{※2}」の枠組みの下で取り組まれることとなっています。

※2 「経済・財政一体改革」を集中的に進め、2020年度の財政健全化目標を達成させるなどの具体的な計画。いわゆる「骨太方針」には毎年取り込まれており、計画期間の当初3年間（2016～2018年度）は「集中改革期間」（3年間で予算の伸びを1.6兆円に抑える）と位置付けられている。

具体的には、前年度同様、要求額のキャップは特定経費を除いて前年度予算額の9割以内としつつ、前年度予算額の3割以内で「新しい日本のための優先課題推進枠」が（要望額は3.8兆円）が設けられています。概算要求には「地方創生推進交付金（ソフト事業主体の補助率1/2）」1,170億円や国の総合戦略等を個別政策^{※10}として8,116億円があるほか、地方財政計画には「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円などがありますが、消費税率10%への引上げが平成31年10月まで延期となる中、その概算要求・要望額は、一般会計では3年連続100兆円超えの101.4兆円超となっています。

他方、一般会計総額4兆円超の平成28年度第2次補正予算（本年10月11日成立）の中にも「地方創生拠点整備交付金（ハード事業主体の補助率1/2）^{※3}」900億円や国の総合戦略等を個別政策^{※13}として1,745.6億円などがあります。こうした中、本年9月26日に行われた第192回国会における安倍総理大臣の所信表明演説で発言があったように「過疎化、高齢化。地方が直面する困難は、深刻」な中「特色ある農林水産物、豊かな自然、伝統・文化。それぞれの地方が持つ個性」を伸ばしていかなければなりません。

※3 小さな拠点づくりに資する地域コミュニティ組織の日常的な活動の場として機能する基幹的な拠点施設の整備（旧役場等含む）。いわゆるハード事業で、市町村の事業費は0.6～1.2億円に対し、2分の1の補助があり、補正予算債（充当率100%、元利償還金の50%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入）の活用もできる。

こうしたことを踏まえ、本市が実施すべき施策等においては、国における平成28年度第2次補正予算や平成29年度当初予算に関し、国の動向や情報収集等に努め、国の財源等の積極的な活用を視野に入れていき、場合によっては、本市においても補正予算の編成を視野に入れておく必要があります。

3. 本市の財政状況

本市は、かつて県内唯一の起債許可団体^{※4}でした。依然、団体規模に対する地方債残高の比率は高い状況にはありますが、平成26年度決算以降、起債許可団体からは脱してはいます。

※4 平成18年度以降、協議手続きを経れば、県等の同意がなくても地方債を発行できることとなった（平成28年度以降は原則として協議不要の届出制）が、実質公債費比率（公債費による財政負担の度合いを客観的に示す指標で、公債費相当額に充当された一般財源の額が標準財政規模（標準税率により算出された地方税に普通交付税等を加えた一般財源の規模）に占める割合）が18%以上の団体等は、引続き県等の許可が必要。

他方、平成26年度決算では実質単年度収支が大幅な赤字に転じ（平成25年度が2億円強の黒字に対し平成26年度は7億円弱の赤字）、実質的な財源不足に伴う補填として、8年ぶりに基金繰入れ（3.5億円）をしました。平成27年度決算においても実質単年度収支は5億円強の赤字で、実質的な財源不足に伴う補填として4.5億円の基金繰入れをしましたが、平成28年度においても実質的な財源不足に伴う補填として、多額の基金繰入れが必要な見込みです。

こうした要因の1つには、普通交付税（本市の最大収入科目）があります。その要因の1つは、合併後10年間あった普通交付税の合併特例措置額^{※5}が、平成26年度以降5年間かけて減少することがあります。また、平成27年に実施された国勢調査の本市の速報値は、5年前から人口は約8.5%減少（H22 29,629人→H27 27,118人）している中、平成28年度の普通交付税の算定からはこの速報値が用いられており、一部人口急減補正拡充による救済措置はあったものの、今後5年間は減少していくことには変わりはありません。

※5 合併年度とこれに続く10年度については、合併関係市町村が合併前の区域をもって存続した場合に算定される額の合計額を下回らないように算定することとし、その後5年度は、激変緩和期間となっている。

以上のように、本市における経常的な一般財源の縮小は避けられない状況にありますが、他方で本市における「合併特例債」^{※6}の発行年度は、平成29年度限りとなっているなど、今なすべき施策については積極的に推進する戦略性と経常的経費の節減と予算の重点化というメリハリの利いた財政運営が必要になっています。

※6 市町村合併に伴い特に必要となる事業について、合併年度とこれに続く10年度に限り、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものにも充てることができる有利な地方債（充当率95%、元利償還金の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入）。

【予算編成に当たってのポイント】

1. 平成29年度のポイント

本市においては、2019年度に東海環状自動車道（仮称）高富インターチェンジの開通が目指されており、それを視野に入れたまちづくりが急務となっています。すなわち、「インターチェンジを造るのは国だが、それを生かすのは地域である」という認識の下、他地域へ出発口又は他地域からの戻り口としての出入口という機能にとどめることなく、活力ある地域づくり（自然環境の活用も意識）をしていくための手段としてのインフラ活用を図っていく必要があります。

また、本市が所有する土地・建物などの固定資産で長期に利用する資産の合計額は1,000億円を超えており、今後ともこれを維持していくのは困難であることから、公共施設等総合管理計画^{*12}に基づく市有資産のリストラクチャーが必要となっています。その際、「公共施設最適化事業債（集約化・複合化事業）」^{*7}や「地域活性化事業債（転用事業）」^{*8}の発行年度は、平成29年度限りとなっており、「除却事業に係る地方債」^{*9}は「平成26年度以降当分の間」発行できることとなっているほか、「緊急防災・減災対策事業債」^{*10}が平成29年度以降も延長される見込みであり、この機を逃すことのない財政運営が必要になっています。

※7 公共施設等総合管理計画に基づき、全体として施設の延床面積を減少させる事業に充てることができる有利な地方債（充当率90％、元利償還金の50％が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入）。

※8 公共施設等総合管理計画に基づく転用事業に充てることができる有利な地方債（充当率90％、元利償還金の30％が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入）。

※9 公共施設等総合管理計画に基づき、施設を除却する事業に充てることができる地方債（充当率75％、資金手当のみで後年度において普通交付税への算入はない）。

※10 災害に強いまちづくりに資する地方単独事業に充てることができる有利な地方債（充当率100％、元利償還金の70％が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入）。

こうした中、本市が実施すべき施策等については、国の平成28年度第2次補正予算や平成29年度当初予算等に係る国の財源等の積極的な活用において、機を逃すことのない予算編成とする必要があり、実質「17カ月予算」という意識で予算編成に臨むこととします。そして、本市における地方創生を推進させるため、事業者を含む市民に理解され、市民・事業者等が一体となった「活力ある地域づくりを目指していくための戦略的な予算編成」を目指し、縦割の弊害を乗り越え、「全庁体制で協力し合った予算編成」を目指します。

2. 予算編成の基本的視点

① 予算全般に関すること。

ア) 若者・女性・高齢者の活躍等を視野に入れた新しい発想に基づく「地方創生推進の視点」により、全職員が「地方創生推進担当者」との認識の下、監査委員からの指摘を始め、議会からの提案や普段市民から寄せられている意見等も踏まえて、より良い地域づくりに職員の英知を結集した予算編成を目指すこととします。また、本市内に唯一存在する後期中等教育以上の学校である「山県高校」の存置を支援する連携等も検討します。

イ) 中長期的に取り組むべき課題^{※11}に対応すべき予算措置は、時機を逸することのないよう積極的な予算編成を目指します。他方、「補完性の原理」に基づき、行政の責任領域を的確に見極め、官民連携の視点も踏まえつつ、「真に行政がなすべきこと」を踏まえて、補助制度や促進施策等については大胆な「スクラップ・アンド・ビルド」の視点や「サン・セット」の考え方の下で、KPI（Key Performance Indicator：重要業績指標）とPDCAも意識し、原点に立ち返って検討するようにします。特に、市の所有する財産については「公共施設等総合管理計画」^{※12}に基づき、原点に立ち返って検討するようにします。

※11 「将来的に経常費等を縮減し得るもの」「将来的に収入の確保が期待されるもの」等に係る「投資的経費」又は「その調査費」等。

※12 過去に建設した公共施設等が更新時期を迎える一方で、人口減少・少子化等により、その利用需要の変化が見込まれる中、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画で、道路・橋梁等のインフラ施設のほか、公営企業の施設も対象。策定方法は、①公共施設等全体を対象として、②計画期間は10年以上で、③総人口・年代別人口の見通し、④全庁的取組体制の構築。情報管理・共有方策、⑤総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方等の規定が必要とされている。なお、平成26年度から平成28年度までの間に策定する経費に対しては、上限なしで1/2の特別交付税措置がされることとなっており、全市区町村のうち本市を含む98.44%が平成28年度までに策定予定としている。

ウ) 予算編成に当たっては、予算に関する「利害関係者」と「非利害関係者」という双方の視点による「市民目線」の下に、一般市民に分かりやすく、明確かつ魅力的な予算の編成を目指します。そのため、1つ1つの行政目的を達成するための創意と工夫を凝らし、従来の手法以外にも複数の手法を検討した後、最も効果的な成果が得られる手法を検討した上での予算編成を目指します。

② 歳入予算に関すること。

ア) 国の本年度一般会計第2次補正予算や来年度概算要求の「新しい日本のための優先課題推進枠」のほか、国の総合戦略等を踏まえた個別政策^{※13}を視野に入れ、本市にとって有利な国庫補助制度等の活用については、セクションを超越したレベルで検討した上での予算編成とします。すなわち、国県等の施策を「本市で活用できないかという視点」と「本市の施策に対する国県等の補助制度はないかという着眼点」の下での情報収集に努めます。

※13 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousousei_setumeikai/h28-09-12-siryoi-4.pdf

イ) いわゆる「ふるさと納税制度」が拡充^{※14}されてきている中、本市の収支実績は赤字となっていることに鑑み、制度趣旨を踏まえた良識ある対応の中で特産品の更なる活用等を視野に入れ、収支の黒字化を目指した予算編成とします。また、固定資産税については、「特定空き家^{※15}」に係る課税も視野に入れた予算編成とします。

※14 自己負担額の2,000円を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が、平成27年1月1日以降、約2倍に拡充されている。また、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税については、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み（5自治体まで）「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されている。

※15 平成28年5月26日に施行された「空き家等対策特別措置法」で、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められ空き家で、これに指定すると、土地に係る固定資産税の優遇措置は適用されなくなる。

ウ) 使用料・手数料、分担金・負担金等については、類似施設との均衡調査や適切な原価計算等により、受益者負担として適正な対価と徴収方法を検討した上での予算編成となるようにします。

エ) 不用財産・物品の利活用は無論のこと、譲渡・売却処分等について検討するほか、雑入等の税以外収入については、広告収入やネーミング・ライツなど民間企業等とのコラボレーションの活用を検討するなど、新たな発想での収入確保を目指した予算編成とします。

オ) 市債発行については、発行抑制に努めつつも、有利な地方債のうち、期限があるものや枠配分のあるものについては、機を逸することのないよう適正な予算確保に努める予算編成とします。

カ) 基金繰入については、実質的な財源不足に伴う補填としての基金繰入れの抑制に努めつつも、中長期的に取り組むべき課題で時機を逸することのないよう対応すべき予算措置については、合併振興基金等の特定目的基金の活用も視野に入れた予算編成とします。

③ 歳出予算に関すること。

- ア) 経常経費（「まちづくりビジョン」関係経費を除く。）については、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担及び法的根拠がある予算を除き（ただし、決算との乖離幅縮小を目指す。）、一般財源ベースで前年度当初予算額以内となる予算編成とします。
- イ) 再任用職員の活用や外部職員登用の制度を視野に入れるとともに、非常勤職員・日日雇用職員等の活用も検討し、全庁のスキルアップを目指した予算編成とします。また、市総合教育会議をはじめ、各種附属機関からの意見等も踏まえた予算編成とします。
- ウ) 各種公共施設については、公共施設等総合管理計画^{*12}に基づき、現状の維持費や更新可能性等を視野に入れた上で、施設のリストラクチャーを目指した予算編成とします。また、施設管理等については、指定管理者制度等の活用や民営化、広域行政の推進を目指す一方で、従来アウトソーシングしていたもの（各種設計監理・保守点検委託等）についても、市が直接執行することについて、改めて検討した上での予算編成とします。
- エ) 「山県まちづくり振興券」は、市内での消費を促進しつつ、市内の商工業の需要の拡大等により、地域活性化を目指そうとする趣旨を踏まえ、新規対象事業の拡張・存続等を検討した上での予算編成とします。この場合、事務の効率化等を目指した基金化も検討することとします。
- オ) 歳出予算を積算する上で、関係業者から見積りを徴収する場合は、特別の場合を除き、必ず複数の業者から見積書を徴収（少額経費を除く。）し、入札談合を未然に防ぐとともに、適正な市場価格競争が阻害されることのないよう、最大限努力を払った上での予算見積りによる予算編成とします。
- カ) 負担金補助及び交付金については、監査委員等からの指摘や意見も踏まえ、「負担金」「補助金」「交付金」の区分を明確にしつつ、それぞれの性質ごとの意義を再点検した上で、過去の慣例のみにとらわれることなく、公費支出の事業効果や有益性を再検討した上での予算編成とします。
- また、各種団体等への補助金については、関係団体等の意見をよく聞くなどして実情を正確に把握した上での予算編成とします。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合（孫補助）のあり方については、慣例にとらわれず、改めて検討した上での予算編成とします。

④ 特別会計・企業会計に関すること。

ア) 特別会計及び企業会計については、一般会計に準じつつ、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制（繰出金等）を念頭に、中長期的な展望の下での収支均衡に努め、安易に一般会計からの繰出しに依存することのないよう、健全経営の確立に努めた予算編成とします。

イ) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項^{※16}等を厳格に遵守するに当たり、歳入の「繰越金」の予算計上額等についても検討した、合理的な予算編成とします。

※16 「第七条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。」第2項から第4項は略。

ウ) 国民健康保険特別会計においては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）に基づき、平成30年度に実施される国民健康保険制度の改革に関し、「岐阜県国民健康保険改革対策検討会」の内容にも留意の上、最新情報に的確に対応するとともに、適正な賦課方法に配慮した予算編成とします。

エ) 介護保険特別会計においては、生活支援等サービスの体制整備等を進め、円滑な制度移行が行うことができるようにする趣旨の下、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートしている中、本市の実情に応じたあり方を引き続き検討するとともに、地域包括支援センターの外部委託や第7期の保険料等も視野に入れた予算編成とします。

オ) 公共下水道工事については、本管布設の最終年度となる予定ですが、上水道の仮設管・本管及び下水道管並びに舗装復旧工事については、引き続き一体的発注と分離発注の長短を改めてよく検討した上での予算編成とします。また、当該工事に関しては、事前に長期的な視点の下で、関係部署と十分協議した上での予算編成とします。

カ) 企業会計については、ライフラインの確保という最大のミッションを達成するため、リスクマネジメントと中期的視点での設備投資・更新、費用対効果化等に最大限配慮した予算編成とします。なお、昭和41年以来、約半世紀ぶりに会計制度の大改正により、平成26年度から大きく変更になったことを踏まえていることに留意するようにします。

3. 平成29年度の重点的事項

平成29年度の当初予算編成をする上では、基本的には前年度の3つの視点を引き継ぐこととし、次のような考え方の下、「包括的な子育て支援」「戦略的なまちづくり」「健康寿命の延伸」の3つの視点を重点的事項として、予算編成することとします。

【包括的な子育て支援】

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）の政策パッケージに、地域の包括的な支援センター（日本版ネウボラ）に関する規定があります。これは、学力が高く、教育・福祉の満足度が高く、幸福度ランキングも上位のフィンランドの「ネウボラ（アドバイスを受けられる場所、Neuvola: Maternity and child health clinics）」を参考にしようとする考え方です。

既に国内でも100を超える自治体がこうした考え方の下に取り組んでいますが、こうした全ての家庭と子どもに「切れ目のない支援」をしようとする「子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）」という考え方は、「子育て支援日本一」を目指そうと本市においても無視できない考え方です。

これは、健診・保健指導・予防接種等のほか、子育てに関する相談、必要に応じて他の支援機関との連携を行う、ワンストップの母子支援地域拠点を目指そうとするものです。そして、妊娠・出産・子育ての包括的相談支援、子ども・子育て支援を一体的に行うために、妊娠から子育てにおける様々な助言・支援等のサービスを提供できるよう、保健師・ソーシャルワーカー・心理士等も配置し、親子をサポートしていく体制づくりの検討も必要となります。

しかし、「子育て支援日本一」を目指すことは、「保健」「福祉」といった特定部局の施策に留まらず、「教育」「多様な生活支援」等も視野に入れた施策も必要と考えることができますので、全部局において検討すべきテーマとの認識が必要です。

【戦略的なまちづくり】

我が国は、右肩上がりの経済成長から成熟社会への移行とともに、厳しい「人口減少」のフェーズを迎えることになりました。特に、東京一極集中と地方からの人口流出や少子高齢化の著しい進展等を踏まえ、国は、平成26年11月に「まち・ひ

と・しごと創生法」を制定しました。また、日本の人口の将来展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、今後のまちの運営の旗印ともなる目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。本市においても、2060年を見据えた「山県市人口ビジョン」においては、特に、本市の合計特殊出生率の低さや若年層の転出超過などは大きな課題として捉えています。こうしたことを踏まえ、昨年10月には、計画期間を5年間とする「山県市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところです。

高富IC（仮称）は平成31年度の供用開始、平成32年度には東海環状自動車道西回りルート of 全線開通が目指されており、同戦略案の計画期間5年間は、開通等までの期間と重なってまいります。そうしたことを踏まえ、厳しい環境下にあっても持続的に発展を遂げるため、市民をはじめ、議会、産業界、教育・金融機関、行政等が共通認識を持ち、全市一体となり、長期的視点と短期的視点の複眼思考の下に、戦略的な施策の推進が必要です。

こうした戦略的なまちづくりをしていくためには、「建設」「都市計画」といった基盤整備等の特定部局の施策に留まらず、本市の資源（自然・文化資産等含む。）を最大限活用することが必要であり、「教育」「多様な生活支援」等も視野に入れた施策も必要と考えることができますので、全部局において検討すべきテーマとの認識が必要です。

【健康寿命の延伸】

「日本再興戦略改訂2016―第4次産業革命に向けて―（平成28年6月2日閣議決定）」においても「世界最先端の健康立国へ」として、2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸するKPIが規定されています。「健康寿命の延伸」を目指す上で、まず、生きていく上で基本となる「食育」や病気の早期発見等のための「健診」は重要です。しかし、WHO（世界保健機構）は、1946年に「健康とは単に病気でない、虚弱でないというのみならず、身体的、精神的そして社会的に完全に良好な状態を指す」と提唱しています。

我が国では、毎年5万人の人が「運動不足」が原因で亡くなっているとも言われています。運動器の障がいのために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」の予防も必要です。

また、住民生活スタイルの多様化に伴う地域保健へのニーズの多様化に行政だけ

での対応は困難であり、ソーシャル・キャピタル（地域に根ざした住民同士の相互信頼、相互扶助などの社会規範、住民組織等のネットワークといった社会資本等）を高めることも重要視されてきています。

上記に記載した例のように、健康寿命の延伸を目指すことは、「健診」「栄養」といった特定部局の施策に留まらず、「運動促進」「住民団体支援」「教育」のほか、居住アメニティの向上等も視野に入れた施策も必要と考えることができますので、全部局において検討すべきテーマとの認識が必要です。

4.”山県市力”を生かす予算編成

本年第1回定例議会において「山県市まちづくり基本条例（平成28年山県市条例第1号）」が可決され、同年3月18日から施行となっています。同条例の前文において、「私たちは、こうした自然の恵みと、先人が築き上げてきたこのまちを、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そして、市民一人ひとりを思いやり尊重し、自治の担い手として互いに力を合わせ、安心して暮らせるまちづくりの推進に努めなければなりません。」となっています。

今般の予算編成は、同条例施行後初めての当初予算編成となりますが、こうした理念を踏まえて臨む必要があります。

近年のインターネットの普及と著しいIT技術の進化に伴い、平成23年春頃から大容量かつ多様なデータである「ビッグデータ」という言葉が普及してきています。こうした中で、国では、通称（リーサス）“RESAS”（Regional Economy (and) Society Analyzing System）という「地域経済分析システム^{*17}」を開発し、平成27年4月から供用を開始するとともに、随時補強されてきています。

こうした客観的なデータに基づいて自らの地域の現状と課題を把握し、その特性に即した地域課題を抽出しながら地方創生を推進していくことは有用な手段の1つとして活用していく必要があります。

※ 17 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/resas/pdf/h27-10-13-what-resas.pdf>

以上のことを踏まえ、限られた財源を最大限有効に活用し、住民福祉の向上につながるよう「予算編成留意事項」にも留意し、全職員が一丸となって英知を結集し、予算編成作業に当たることとします。

予 算 編 成 留 意 事 項

1 予算全般に関する事項

基本的には「聖域を設けない」ことを原則とし、公共施設等のあり方を含め、大胆な「スクラップ・アンド・ビルド」の視点の下で、新しい発想も交えた「地方創生推進の視点」によるメリハリの効いた予算編成を目指してください。

2 歳入に関する事項

前述の「予算編成方針」に定める事項のほか、次の事項にも留意し、各科目を通じて過大な見積りは避け歳入欠陥を招かないよう留意すると同時に、計上漏れや過小計上となることのないよう適正な金額を予算計上するようにしてください。

- (1) 住民税等は現下の経済情勢を勘案し、国・県の動向（平成29年改正及び平成28年以前改正の平年度化影響分等）に最新の注意を払って収入見込額を予算計上するとともに、税負担の公平化、徴収率の向上に努めてください。
- (2) 国・県支出金については、セクションを超越して他団体の特定財源を「したたかに確保する」という理念による予算編成を目指し、制度変更が予想されるものについては要求段階での制度で積算し、随時訂正補完するようにしてください。
- (3) 税・税外収入を問わず、市債権については徴収対策室とも連携し、不納欠損せざるを得なくならないように検討するとともに、更なる収納率向上に努めるようにしてください。
- (4) 地方交付税については、合併算定替による加算額の減額分について、最新の動向に細心の注意を払って予算計上してください。
- (5) 使用料・手数料、分担金・負担金等は負担の公平化と効果等の検討、財産収入は売却処分等の検討、雑入は、ネーミングライツや広告収入等の検討をして、新たな発想での収入確保を目指して予算計上してください。

3 歳出に関する事項

経常経費（「まちづくりビジョン」に関する経費を除く。）にあつては、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担関係費及び法的根拠ある予算（この場合も決算額との乖離幅減少を目指す。）以外は、原則として、事業ごとに前年度当初予算額と同額以内（一般財源ベース）となるようにしてください。

- (1) 人件費については、外部登用職員や短時間勤務職員等の活用も検討してください。
 - ① 特別職については、山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年山口市条例第37号）による単価等に基づく金額を予算計上してください。なお、前年度に引き続き「報償費」として予算計上しようとするものについては、本来は同条例に規定して「報酬」として予算計上すべきものでないかどうか、改めて点検の上、予算計上するようにしてください。
 - ② 常勤一般職の人件費については、総務課において一括積算し、定員適正化計画に基づく適正な金額で、相応の科目に予算計上してください（補助対象分を除く。）。なお、企業会計分等については、その所管課が総務課の指示のもとに積算して予算計上してください。
 - ③ 時間外手当等については、休日出勤などの時間外勤務を基本的には振替えて対応するなど、その縮減と適正化を徹底し、一般枠分については前年度と同じ方式により、総務課にて予算計上してください。なお、補助事業等により事業費支弁が認められるものについては、そうした制度の有効活用に努めて事業所管課により予算計上してください。この場合、総務課の予算計上分と重複する分については、企画財政課が総務課と協議の上、最終段階で調整することとします。
- (2) 賃金については、原則として、現行制度の支給単価（人員確保が困難な職種等については事前に総務課と要協議）により、必要な日数・時間等によって積算した金額を予算計上してください。職員が減少する補てん措置の分として臨時の事務職員を確保する必要がある場合には、総務課において、必要最小限の人員にて一括予算計上するようにしてください。ただし、施設又は特定事業における賃金等については、施設等所管課が総務課と協議した上で予算計上してください。また、本年9月16日に庁内イントラネットのインフォメーションで周知された「「臨時職員の基本事項」及び賃金明細書の修正について」に留意して予算計上してください。
- (3) 報償費については、記念品等の配布で効果が薄いものについては、廃止・縮小する方向で改めて検討してください。

- (4) 旅費については、職員育成とスキルアップに配慮して予算計上してください。附属機関等の研修に係る特別旅費については、研修効果を十分考慮の上、適正な研修計画により予算計上してください。特定部局のみに特化しない職員の資質向上・スキルアップ等のための一般的研修旅費については、総務課にて一括予算計上し、個別業務に係る研修旅費は関係課が目的ごとの科目に予算計上するようにしてください。
- (5) 需用費については、更なる創意工夫により経費節減に努めてください。
- ① 消耗品費については、在庫等の状況をよく調査し、有効活用を図る考え方の下に予算計上するようにしてください。汎用性のある消耗品については、総務課にて一括予算計上することとし、教育委員会関連の予算を除き、事業課においては予算計上（補助事業に係る分等を除く。）しないようにしてください。この場合、補助事業等に係る分等として、併合支出による執行を想定しているもの（光熱水費・郵便料金・複写機使用料等を含む。）については、企画財政課が総務課と協議の上、最終段階で調整しますので、補助事業課が事前に総務課と協議する必要はありません。
 - ② 燃料・光熱水費等については、他施設とのバランスについても比較分析しLED化や割引制度等もよく調査し、実績等を基に予算計上するようにしてください。
 - ③ 印刷製本費については、ホームページの活用など、一層のペーパーレス化の推進、在庫印刷物の有効活用等を充分検討した上で、予算計上するようにしてください。また、毎月発行の広報紙の折込文書については、広報手段の一元化や経費節減や、自治会長等と職員の労力の縮減化にも配慮してください。
 - ④ 食糧費については、インスタント製品等の活用を図るとともに、会議時間の短縮化に努め、飲食費の削減に努めてください。なお、昼食・飲料については、決して華美なものとならないように留意し、常勤職員の食費については予算計上しない、又は職員負担分を雑入として歳入に予算計上するようにしてください。
 - ⑤ 被服費については、抜本的な必要性を検討した上で必要最小限に留めるようにし、貸与基準等に基づく計画的な購入に基づいて予算計上するようにしてください。
- (6) 維持補修費については、緊急事態が発生する前のリスク・マネジメントを考慮し、補修費が恒常的に嵩むものについては、廃止・建替・大規模修繕等も視野に、いわゆる「ライフ・サイクル・コスト（建築物の生涯コスト）の縮減」を図るための計画的な施設管理を視野に、過去の実績等を勘案して予算計上してください。
- (7) 役務費については、通信費等の抜本的な情報伝達手段のあり方を再検討するとともに、電話・郵便料金等の割引制度をよく調査した上で、過去の実績等を基に予算計上するようにしてください。

- (8) 委託料については、近年の職員採用・再任用状況、指定管理者制度の導入や行政改革による事務効率化の進展等を鑑み、従来アウトソーシングしていたものについても、なるべく市が直接執行するという視点の下で、予算計上してください。また、保守管理委託等で専門業者に委託する必要がある場合にも、通年契約とスポット契約の長短を視野に入れて検討した後に予算計上してください。
- (9) 工事請負費については、工法及びコスト縮減等についても検討し、限られた金額で同等以上の事業量が確保できるように努めるとともに、発注時期についても十分配慮、(原則、上半期の早い時期での発注)しておいてください。
- (10) 備品購入費については、既存資産の有効活用、その必要性をよく検討して最小限の予算計上に留めるようにしてください。新規購入の場合には、保有状況等を勘案し、OA機器等については総務課と協議してから予算計上するようにしてください。
- (11) 使用料及び賃借料については、リース終期までの総額やリースアップ後の対応等も検討し、レンタル等も踏まえて総合的な判断により予算計上するようにしてください。また、土地等の賃借料の更新等に当たっては、過去の単価決定の経緯、他の土地等の単価比較等をした上で、再更新の必要性等も十分検討したうえで、適正な金額により予算計上するようにしてください。
- (12) 負担金補助及び交付金については、「負担金」「補助金」「交付金」の性質ごとの意義を再点検した上で、過去の慣例のみにとらわれることなく、公費支出の事業効果や有益性を再検討した上で予算計上するようにしてください。特に、補助金については、内部機関への補助は見直し、外部関係団体への補助については当該団体の意見をよく聞くなどして実情を正確に把握した上で、本市の政策・方針等について十分な理解が得られるよう、適正な金額を予算計上するようにしてください。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合のあり方については、改めて検討してください。

[参考] 「補助金」とは、国、地方公共団体等が特定の事務又は事業(産業の助成・社会福祉・公共事業等)を実施する者に対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいう。

「負担金」とは、国、地方公共団体等が自己の利害に関係のある事務又は事業に関して、自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金をいう。

「交付金」とは、法令又は条例、規則等により、団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出する一方的な交付である。

「助成金」とは、特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭であり、経費の性格としては補助金と同様であるが、予算計上の経費の性格から特段の理由で助成することとされている。

4 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じつつ、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制（繰出金等）堅持に努めるようにしてください。なお、公共下水道特別会計においては、加入率向上の促進対策等もよく検討した予算編成としてください。

計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をよりの確に行うため、国からは公営企業会計の適用に取り組むことを要請（平成27年1月27日付総務大臣通知）がされており、平成27年度から平成31年度までは公営企業会計適用の「集中取組期間」とされ、下水道事業及び簡易水道事業は「重点事業」と位置付けられています。そして、人口3万人以上の市区町村等については公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の移行が必要とされつつ、人口3万人未満の市町村についてはできる限り移行が必要とされています。

こうした中、本市においては、公営企業会計を適用させるために臨時的経費が必要となると、その効果が疑問となる部分もあります。ただし、この「集中取組期間」内においては、当該経費について公営企業債（充当率100%）を発行できる上、当該元利償還金に対して普通交付税措置されることとなっています。そのため、そうした移行経費に対する地方財政措置の状況も見ながら検討しておいてください。

5 公営企業会計に関する事項

公営企業会計については、経費負担の適正化（道路舗装による補償金等）に注意し、独立採算性の原則に照らし、企業的性格を十分に発揮して一層の業務合理化及び効率化に徹して経営健全化に努めるとともに、内部留保資金の計画的な活用を検討の上、上水道におけるBCP（事業継続計画）を含めた中長期的なライフ・ラインの確保に最善を尽くした予算を目指してください。

6 予算見積書等の提出に関する事項

(1) 提出先・提出期限

① 事務査定日程調整表（別記様式⑥）

平成28年10月14日（金） 午後3時までに企画財政課へ

② 日日雇用職員に係る賃金の総務課との協議書等（別記様式⑤）

平成28年10月31日（月） 午後3時までに総務課へ

※ 総務課からは、企画財政課査定日の前日までに提出元課へ返却されますので、総務課の所見記述済みのものを査定日までに、企画財政課へ提出してください。

③ 予算要求の特筆調書（別記様式①）、上記以外の予算見積書、各種様式等

平成28年11月4日（金） 午後3時までに企画財政課へ

※ 予算積算上の業者見積書等について、山県市契約規則（平成15年山県市規則第44号）第24条に規定する「随意契約による少額の契約」の見積書等の提出は原則として求めず、事務査定段階で必要に応じて提出依頼をしますので、労力と経費節減のため、それまでは余分なものを用意しないようにしてください。

(2) 提出書類等

	書 類 名	規 格	部 数	備 考
A	予 算 要 求 の 特 筆 調 書	A 4	5	様式①
B	総合行政情報システム出力による歳出予算見積書①	A 4	5	山県市予算の編成及び執行に関する規則（平成15年山県市規則第36号）第4条に定める様式
C	総合行政情報システム出力による歳出予算見積書②	A 4	5	
D	総合行政情報システム出力による歳入予算見積書	A 4	5	
E	継続費見積書、繰越明許費見積書、債務負担行為見積書	A 4	5	
F	公 共 施 設 実 態 調 書	A 4	5	様式②
G	補助事業等により併合支出を想定する経費一覧表	A 4	5	様式③
H	補助金・負担金（助成金）・交付金に関する調書	A 4	5	様式④－1～3
I	日日雇用職員に係る賃金の総務課との協議書	A 4	5	様式⑤
J	事 務 査 定 日 程 調 整 表	A 4	5	様式⑥
K	その他参考書類（図面・写真・仕様書等）	A 4	5	なるべくA4規格で

注) 市長・副市長査定のために、改めて追加資料の提出を求める場合があります。また、市長査定等の際に同席を求める場合があります。その際には御協力いただくとともに、市長・副市長査定実施日（別途通知）には、連絡が取れるようにしておいてください。

(3) 提出方法等

① 共通事項 課等単位で提出してください。

② Aについて 各項目ごとに箇条書き等を活用して簡潔に記入の上、右上に課長等の印を押して提出してください。

③ Bについて 右下の「備考」欄に積算担当者が押印の上、提出してください。また、総合計画に対する位置付けも記入してください。

④ C・Dについて 不要な「行」や「文字」を削除するなど、なるべく行間を詰めるとともに、帳票処理実行（帳票印刷）の際には、C（歳出）は「1：事業」を指定して「事業ごとの改ページ」とし、D（歳入）は空白のままで「改ページなし」としてください。また、C・Dともに「本年度要求有りのみ」を選択してください。

※ B・C・Dについては、平成27年度データが複写により残っていますので、これを適宜修正するなどして活用するとともに不要な文字等は削除してください。また、事業ごとにB・Cを一括り（ターンクリップ・ホッチキス留め等）として提出してください。

- ⑤ Eについて 様式は、山口市例規集等を活用して作成してください。
- ⑥ Fについて 経理簿等の前年度資料等により各施設管理経費を記入してください。
- ⑦ Gについて 総務課において一括支払いしている電気料金や電話料金、郵便料金や複写機使用料、消耗品費等を補助事業等の対象経費とする場合で、予算執行時に「併合支出」による執行を想定している経費について記入してください。
- ⑧ Hについて 予算額50万円以上の負担金、補助金（助成金）、交付金別に、それぞれの様式ごとに記入してください。
- ⑨ Iについて 10月31日（月）までに、総務課へ提出してください。提出課の査定日の前日までには総務課がチェックし、所見を加えて提出元課へ返却しますので、当該課はこれを5部複写して、速やかに企画財政課へ提出してください。
- ⑩ Jについて 査定の「希望日」でなく「実施不可日」を把握するためのものです。
実施日は、提出期限後になるべく早い時期にデスクネットにてお知らせする予定です。
- ⑪ Kについて 査定で一課に費やせる時間には限りがありますので、効率的な査定を行うため、i 改修工事における現状写真、ii 備品・被服等の購入におけるカタログ又は写真、iii 備品購入・委託・工事の設計書又は見積書（原則として2社以上）、iv 制度改正等を伴うものについては内容が分かる資料、v その他用意しておいた方が効率が良いと思われるものを各課等の判断により提出し、又は持参してください。

7 予算査定に関する事項

本格的なトップ査定に先駆け、「新規事業・廃止事業・改革事業」等については、本年第4回開催の定例会へ上程予定の補正予算案の市長・副市長査定の際に中間レビューのヒアリングを予定しています。そのため、前年度のような市長・副市長プレ査定は実施しない予定です。

(1) 事務査定の概要

- ① 事務査定は、まず、企画財政課課長がポイントと考える予算査定・ヒアリングを実施し、その後、企画財政課財政担当主幹が中心となって詳細を詰めていく査定・ヒアリングを実施する予定です。最終的には企画財政課長が中心となって（後日の予定）、市長・副市長査定を受けるための事務予算案をまとめることとなります。
- ② 事務査定の方法は、各事業ごとに、i 予算主管課による特段の説明、ii 企画財政課による質疑、予算額決定又は保留の決定の順に行う予定です。

- ③ 「事業ごとに前年度当初予算額と同額以内（一般財源ベース）の対象事業において、この原則が守られていないものについては、具体的な説明（他事業への転換等）を簡潔かつ明確にしてください。決算乖離額が縮小してきているものの、前年度に引き続き決算不用額の縮小を目指します。
- ④ 全般的に、限られた期間の中で、「短時間のうちに有意義な査定」を目指していますので、バックデータ（過去の実績、他市町村での実例、写真・図面等）を取り揃えておくとともに、有意義で建設的な討議ができるよう内部論議（代替手法、将来の展望、現状の問題点・緊急性等）や関係部局との調整等を十分に詰めておいてください。また、国の制度改正などについては、単に資料の提出によることなく、要点を簡易で分かり易い説明となるよう努めてください。
- ⑤ 時間的な余裕は無いことから、検討不十分で説明もできない状況にあると判断した場合には、査定を直ちに打ち切り、後日改めて査定し直すことがありますので、あらかじめ御了知置きます。
- ⑥ 事務査定には、査定への参加者は必ずしも役職のみに拘ることなく、効率的な査定を実施するため、実態をよく掌握している職員を参加させるほか、『人材育成』にも主眼を置いて若手職員等も積極的に参加させるように配慮してください。

(2) 市長等査定の概要

市長・副市長査定では、「予算全体のフレーム」と「企画財政課長が保留の決定をしたもの」を主体として「最終的な総額査定」を実施します。「市長・副市長査定」は、基本的には企画財政課の説明により実施します。ただし、必要に応じて同席を求める場合がありますので、当日は連絡が取れる体制で、待機願います。

(3) 今後の日程（予定）

- | | | |
|---------------|---|---------------|
| ① 企画財政課長査定 | → | 11月10日頃～12月下旬 |
| ② 企画財政課長査定調整 | → | 翌年1月上旬～中旬 |
| ③ 市長・副市長査定 | → | 翌年1月中旬～下旬 |
| ④ 予算内示 | → | 翌年1月下旬～2月上旬 |
| ⑤ 予算書・主要事業校正等 | → | 翌年2月上旬 |